

(瑞浪超深地層研究所に係る環境保全協定書第2条第4項関係)

## 環境保全に関する基準書

### 1 水質汚濁防止法第3条第1項に関する測定項目等

測定項目		法令に基づく 規制基準	管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁 (排水)	水素イオン濃度	5.8~8.6	6.5~8.5	月1回
	浮遊物質	90(日間平均70)mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	
	カドミウム	0.03 mg/ℓ以下	0.003 mg/ℓ以下	
	全シアン	1 mg/ℓ以下	検出されないこと	
	有機燐化合物	1 mg/ℓ以下	検出されないこと	
	鉛	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
	六価クロム	0.5 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下	
	砒素	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
	総水銀	0.005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	
	P C B	0.003mg/ℓ以下	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/ℓ以下	0.1 mg/ℓ以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/ℓ以下	0.04 mg/ℓ以下	
	1,3-ジクロロプロパン	0.02 mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	
	チウラム	0.06 mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
	シマジン	0.03 mg/ℓ以下	0.003mg/ℓ以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/ℓ以下	0.02 mg/ℓ以下	
	ベンゼン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
	セレン	0.1 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—————	10 mg/ℓ以下	
	ふっ素	8 mg/ℓ以下	0.8 mg/ℓ以下	
	ほう素	10 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1ℓにつきアンモニア性 窒素に0.4を乗じた もの、亜硝酸性窒素 及び硝酸性窒素の合 計量100mg	—————	
1,4-ジオキサン	0.5 mg/ℓ以下	0.05 mg/ℓ以下		

2 環境基本法第16条に関する測定項目等

測定項目		管理目標値	自主測定頻度
水質汚濁 (放流先河川水)	水素イオン濃度	6.5～8.5	月1回
	浮遊物質	25 mg/ℓ以下	
	カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	
	全シアン	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg/ℓ以下	
	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	
	砒素	0.01 mg/ℓ以下	
	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
	チウラム	0.006mg/ℓ以下	
	シマジン	0.003mg/ℓ以下	
	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	
	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
	セレン	0.01 mg/ℓ以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	
	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	
	ほう素	1 mg/ℓ以下	
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	

3 その他の測定項目

測定項目	参考値	自主測定頻度	
1. 水質汚濁 (湧水)	カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	月1回
	全シアン	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg/ℓ以下	
	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	
	砒素	0.01 mg/ℓ以下	
	総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下	
	チウラム	0.006 mg/ℓ以下	
	シマジン	0.003 mg/ℓ以下	
	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	
	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
	セレン	0.01 mg/ℓ以下	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下	
	ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	
	ほう素	1 mg/ℓ以下	
	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	
水素イオン濃度	—		
塩化物イオン	—	濃度推移の確認	
2. 土壌汚染 (掘削土の溶出量)	カドミウム	0.01 mg/ℓ以下	月1回
	全シアン	検出されないこと	
	有機燐	検出されないこと	
	鉛	0.01 mg/ℓ以下	
	六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	
	砒素	0.01 mg/ℓ以下	
	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
	アルキル水銀	検出されないこと	
	P C B	検出されないこと	
	トリクロロエチレン	0.03 mg/ℓ以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下	
	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	

クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ以下	
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
チウラム	0.006mg/ℓ以下	
シマジン	0.003mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下	
セレン	0.01 mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8 mg/ℓ以下	
ほう素	1 mg/ℓ以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下	
3. 花木の森散策路における空間放射線線量率	周辺地域の空間放射線線量率と同等	3ヶ月の集積空間放射線線量から算出

#### ※参考値の取り扱い

1. 湧水の測定結果については、参考値と比較し、排水処理プラントの運転に反映する。
2. 掘削土の溶出量の測定結果については、参考値と比較し、原則として「建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル」(独)土木研究所編 平成16年5月)に基づき対応する。
3. 花木の森散策路における空間放射線線量率については、周辺地域の空間放射線線量率(機構が瑞浪・土岐市内の12地点で測定している空間放射線線量率)と比較し、堆積場の管理に反映する。なお、周辺地域の最大値を超えた場合には、研究所に起因するものかどうか原因を究明し、必要であれば適切な処置を講ずるものとする。

#### ※※掘削土の取り扱い

1. ふっ素、ほう素、砒素、鉛及び総水銀の5項目について、「3. その他の測定項目 2. 土壌汚染(掘削土の溶出量)」に定める測定に加えて、掘削区間程度毎の溶出量の測定を実施する。その測定結果が参考値を超えている場合は、上記「参考値の取り扱い 2.」に基づき対応する。

作成 平成17年11月16日  
 第1回改定 平成18年 7月21日  
 第2回改定 平成20年 6月 2日  
 第3回改定 平成29年 6月 9日